

第4次千葉市障害者計画等の骨子について

第3次計画等の主な骨子（現行）	
第1部 総論	
基本理念	すべての障害者が地域において自立した生活を営む主体であるとの認識に立ち、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として相互に尊重し合い、人格を認め合い、そして支え合うことにより、差別や障壁のない、安らぎのあるあたたかな共生社会をつくる。
計画の視点	障害特性を踏まえたライフステージの全段階に応じた利用者本位の支援
	誰もが安心して生活し、社会へ参加していくためのバリアフリー化の推進
	将来を見据えた、障害者の視点に立った各分野における施策展開
施策展開における市民参加と協働	
第2部 各論	
計画の体系 基本目標別の 施策展開	1 相談支援の充実
	2 地域生活支援の充実
	3 保健・医療の充実
	4 障害児に対する支援の充実
	5 社会参加の一層の推進
	6 生命、身体、財産の安全確保
	7 生活環境の整備
第3部 第4期障害福祉計画	
第4部 計画の推進に向けて	
1 関係機関・地域等との連携	
2 当事者の障害者施策への参加	
3 進行管理と評価	
4 計画の弾力的運用	



中長期指針の策定等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害福祉施策に係る課題を総合的に捉え、かつ、長期的な視点をもったビジョンとして、平成29年度に本市の障害福祉施策の10年後を見据えた中長期的な指針を策定した。（対象期間：平成29～38年度） ○ 本ビジョンにおいて、より多くの生きづらさを抱える方たちへの支援を位置付ける一方、限られた財源や人的資源を有効に活用するため、既存事業の見直しに係る方針を明確にした。 →基本目標：全ての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができる社会を目指す。 ○ 中長期的な課題として、①障害の早期発見から相談機関への連携、②相談機関とネットワーク構築、③障害福祉サービス等の充実、④重い障害があっても自立できる社会の推進（住まいと社会とのつながり）、⑤就労支援の充実、⑥人材の育成、⑦障害者への理解促進と社会参加しやすい環境の構築、⑧障害福祉施策関連事業費の増大への対応の8つを掲げ、それぞれ対応方針を示し、重点的に取り組む。 ○ 地域自立支援協議会運営事務局会議において協議された「親亡き後の支援」「発達障害者に対する支援」「重度の障害のある方たちへの支援」に関する提言を踏まえ、より支援が必要な障害者への支援策を検討する。
実態調査の結果
<ul style="list-style-type: none"> ○ 介助者への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・「主な介助者が困っていること」 →18歳以上では「介助者の高齢化に不安がある」が最も多く回答 →18歳未満では「緊急時の対応に不安がある」が最も多く回答 ○ 相談支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・「希望する相談制度」→「専門性の高い職員による相談」が最も多く回答 ○ 障害児の成長段階にあわせた支援 <ul style="list-style-type: none"> ・「療育・保育について困っていること」→「本人の成長に不安がある」が最も多く回答 ・「学校・教育で困っていること」→「学校終了後の進路に不安がある」が最も多く回答 ○ 障害に対する理解促進 <ul style="list-style-type: none"> ・「地域生活のために必要なこと」→「地域の人たちの障害に対する理解」が最も多く回答
国の動き
<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者総合支援法の一部改正 →障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ○ 発達障害者支援法の一部改正 →ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細やかな支援 ○ 精神障害者の地域移行促進（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築等）



第4次計画策定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「基本理念」は、中長期指針の基本目標を基に、国の動き、実態調査の結果、市の動きなどの諸要素を踏まえた、あるべき将来像として示す。 ○ 中長期指針における第1段階の実施計画であることから、より支援が必要な障害者に向けた施策に重点的に取り組む。（重点課題の創設） ○ 第3次計画の達成状況を踏まえながら、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育、生活環境など幅広い分野における障害者施策の一層の充実を目指す。 ○ 「障害福祉計画」「障害児福祉計画」は、国の基本指針に即して策定する。

第4次計画等の主な骨子	
第1部 総論	
基本理念	すべての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができ、障害のある人もない人も共に活動することで相互の理解を深め、より支援が必要な方に手が差し伸べられる共生社会を構築する。
計画の視点	中長期指針を踏まえた将来を見据えた施策展開（中長期指針の第1段階としての視点）
	障害者への理解とバリアフリー化の推進（障害者差別解消法施行と東京パラリンピック開催を契機とした視点）
	障害者団体との協働（障害者団体が啓発活動や支援者等の養成を担い、市と協働する視点）
第2部 各論	
重点課題（新設） （親亡き後の支援、発達障害者に対する支援、重度の障害のある方たちへの支援）	
計画の体系 基本目標別の 施策展開	1 理解促進・社会参加の推進
	2 相談支援の充実
	3 地域生活支援の拡充
	4 保健・医療の充実
	5 障害児支援の充実
	6 生活環境の整備
*各基本目標の方針には、中長期指針の考え方も盛り込む	
第3部 第5期障害福祉計画	
第4部 第1期障害児福祉計画（新設）	
第5部 計画の推進に向けて	
1 関係機関等との連携	
2 進行管理と評価	
3 計画の弾力的運用	